

お客様へ

1.以下の「GMO IRD「Navi Officer / N」保守サービス標準条項」をよくお読み下さい。

2.本条項に依拠する「申込書」又はそれに準ずる契約書（契約書、覚書又は注文書等、その名称を問わない。以下「申込書」といいます）によって、「NAVI OFFICER / N」の保守サービス（以下「保守サービス」といいます）を販売者に申し込んだ場合、本条項の全ての条件に同意したものとみなされ、お客様は自ら署名した他の契約書と同様、本条項に効力が生じることを了承します。

3.本条項に同意されない場合は、保守サービスを受けることはできません。

4. 万一、本条項を確認、同意せずに申込書を販売者に提出した場合、提出日から 3 日以内に販売者に対して書面でお申し出頂ければ、保守サービスの申込みを撤回することができます。ただし、既にお客様が「Navi Officer / N」の全部又は一部を使用している場合は、この限りではありません。

5.「申込書」の提出は、保守サービスの開始を意味するものではありません。保守サービスの申込みは、販売者からお客様への「申込確認書」又はそれに準ずる契約書（契約書、覚書又は注文書等、その名称を問いません。以下「申込確認書」といいます）の返送によって、完了します。

6.GMO IRD 又は販売者は、GMO IRD 又は販売者の都合により、保守サービスのお申し込みをお断りすることがあります。

「Navi Officer / N」ソフトウェア保守サービス標準条項

GMO アイアールディー株式会社（以下「GMO IRD」という）は、本条項に定める条件で、お客様にソフトウェア製品の保守サービスを提供します。

第 1 条（定義）

1.本条項において、以下各号に定める用語の定義は、以下各号に定めるところによります。

- ①「対象製品」とは、保守サービスの対象となるソフトウェアであり、対象製品の販売者がお客様に販売したものをいいます。
- ②「保守サービス」とは、対象製品の保守サービスをいいます。
- ③「販売者」とは、お客様に保守サービスを販売した者をいいます。

第 2 条（目的）

1.本条項は、対象製品に関する保守サービスの基本的な条件について定め、サービスの円滑な遂行を図ることを目的とします。

第 3 条（保守サービスの提供）

1.GMO IRD は保守サービスを善良なる管理者の注意をもって実施するものとします。

第 4 条（保守サービスの内容）

1.お客様は、対象製品の不具合を発見した場合は、以下の通りとします。その他の条件は、「申込書」及び「申込確認書」又はそれに準ずる契約書（契約書、覚書又は注文書等、その名称を問わない。以下合わせて「契約書」といいます）の通りとします。

- (a)お客様からの電子メールによる対象製品の使用に関する問い合わせに対し、電話、電子メール又は書面による助言及び援助
 - (b)ユーザガイド又はマニュアル記載の機能を発揮しない不具合が発生しその旨の報告がなされた場合に、その特定及び解決のための合理的な努力
 - (c)不具合が是正されたときは、その改訂版の提供。
- 2.ソフトウェアの性質上、GMO IRD は、保守サービス又はこれに基づく成果の完成を約束するものではありません。*

第 5 条（第三者のサービス）

- 1.GMO IRD は、保守サービスの提供を再委託することがあるものとします。
- 2.対象製品の販売が中止又は内容が変更された場合、GMO IRD は、当該部分につき保守サービスを中止又は変更することがあるものとします。

第 6 条（保守サービス実施における一般業務）

- 1.お客様は、対象製品の不具合を発見した場合は、これを遅滞なく GMO IRD に通知するとともに、不具合に関して GMO IRD が必要な情報を提供するものとします。
- 2.保守サービスの性格上、GMO IRD は、お客様が対象製品に記録したソフトウェア、データ及び情報等を保全することができないことがあります。お客様は、これらを保護するための適切な措置（データのバックアップを含む）を、お客様の責任において実施するものとします。

第 7 条（対象外のサービス）

- 1.保守サービスには、次の各号にあげるサービスは含まれません。
 - ①お客様による不適切な使用、誤用、使用上の不注意、事故等、お客様又は第三者の責に帰すべき事由により生じた故障又は障害の修復
 - ②GMO IRD 以外の者が施したサービス、修理、改造又は移設により生じた故障又は障害の修復
 - ③ハードウェア又はソフトウェアとの障害原因の切り分け作業
 - ④破壊されたお客様固有のデータの修復
 - ⑤前各号のほか、別途保守サービスの対象外として定める事項
- 2.お客様は、前項の作業を GMO IRD に委託した場合、別途これにかかる費用を負担するものとします。

第 8 条（サービス料金）

- 1.保守サービスの対価（以下「サービス料金」という）、支払通貨、請求及び支払方法は、契約書に定めるとおりとします。
- 2.お客様は、サービス料金に課される税金及び公租公課（以下合わせて「税金」といいます）を全て負担するものとし、サービス料金に税金相当額を加算した額を、販売者に支払うものとします。
- 3.お客様は、現在及び将来において各国で課される税金、課徴金、輸入税、関税、付加価値税又は罰金等の制約を一切受けことなく、これらを一切控除せずに、販売者にサービス料金を支払うものとします。
- 4.サービス料金の送金等に必要の手数料は、お客様負担とします。

第 9 条（変更）

- 1.GMO IRD は、保守サービスの内容に変更があったとき、経済情勢や公租公課等の変動があったとき、その他商業的に合理的な理由があったときには 3 ヶ月前までにお客様に書面で通知することにより、サービスレベル及び料金を変更することができるものとします。
- 2.お客様は、前項の通知を受領後 1 ヶ月以内に GMO IRD に対し書面により通知をし、変更の効力発生日以後のお客様が指定する日をもって保守サービスを解約することができます。この場合、GMO IRD は、お客様と協議のうえ保守サービスの移行が円滑に行われるよう有償又は無償で協力するものとします。*
- 3.お客様が前項の通知をした場合にも、変更の効力発生日からお客様指定の解約効力発生日までの期間については、変更後のサービスレベル及び料金が適用されるものとします。

第 10 条（料金の支払遅延の場合）

- 1.お客様がサービス料金の支払を遅延した場合は、GMO IRD はお客様に相当な期間を定めて書面により催告し、なお支払がないときには、料金の支払を受けるまで、保守サービスの履行を中断することができるものとし、これによりお客様に生じた損害については、GMO IRD はその賠償の責を負わないものとします。*
- 2.本条の定めは販売者によるお客様に対する遅延損害金（遅延期間につき年率 14.6%とします）の請求を妨げるものではありません。*

第 11 条（責任の範囲）

- 1.GMO IRD は、自らの責に帰すべき事由により本条項に基づく GMO IRD の義務の履行に際してお客様に損害を及ぼした場合、お客様に対し当該損害を賠償するものとします。GMO IRD のかかる賠償責任は、請求の原因の如何を問わず、又予見の有無を問わず、お客様に現実生じた直接損害に限定され、当該損害の原因となった保守サービスのサービス料金（一括払いの場合は一括の金額を、月額払いの場合は月額の三ヶ月分相当額を、また年額払いの場合は年額を指す）を超えないものとします。*
- 2.GMO IRD は、本条の定め以外は、お客様に生じた損害及び知的財産権侵害に関して、一切責任を負いません。*
- 3.GMO IRD は、次の各号に掲げる事由又は GMO IRD の支配を超えたその他の事由により、お客様又は第三者が蒙った損害（サービスの中断、遅延等が生じた結果による使用不能あるいは情報の滅失又は損壊等の損害を含む）については、その責を負わないものとします。*
 - ①地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争、テロリズム、非対称戦争など当事者の支配を超えた事由により生じる損害。
 - ②電子計算機、通信回線の障害、電力事故、輸送機関等の事故又は保全に必要な工事等に起因する損害。
 - ③通信回線の障害、電力事故又は輸送機関等の事故に起因する損害。
 - ④法令制度の改廃又は公権力による命令処分により生じる損害。
 - ⑤第三者による物理的又は電子的侵害のため、対象機器が正常に使用できないことによる損害。
 - ⑥GMO IRD の責によらないハードウェア及び第三者のソフトウェアの不具合による損害。
 - ⑦お客様による対象機器の操作ミス又はお客様の指示に従った結果として生じる損害。
 - ⑧お客様又はその指定する者が設置、維持管理する機器装置の障害に起因する損害。
 - ⑨対象機器において使用される第三者のソフトウェア又はデータの誤謬に起因する損害。
 - ⑩対象機器と接続されるお客様のシステム、サービス又はネットワークの不具合に起因する損害。
 - ⑪コンピュータウイルス及び対象機器に対するハッキング等不正アクセス行為に起因する損害。
 - ⑫GMO IRD が相当の注意を払ったにもかかわらず予見できなかった設備又はソフトウェアの不具合並びにトランザクションの過度の集中によるシステムダウンに起因する損害。
 - ⑬電気通信事業者、お客様又は GMO IRD が接続するインターネット接続プロバイダー、又は本邦外の電気通信事業者の責に帰すべき故障、アクセス不能、性能の劣化に起因する損害。
 - ⑭端末機器、周辺機器、その他のソフトウェア及び通信回線等本製品に含まれるコンピュータプログラムの稼働環境に含まれる第三者のソフトウェアに起因した、コンピュータプログラムの稼働不良に起因する損害。
- 4.保守サービスは、GMO IRD からお客様に直接提供されるものであり、販売者は、保守サービスに関して、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、一切の責任を負いません。なお、本項の定めは GMO IRD 自身が販売者となるときは、適用されません。*

第 12 条（契約期間）

- 1.保守サービスの契約期間は、契約書に定める通りとします。ただし、期間満了の 2 ヶ月前までにお客様と GMO IRD いずれかより書面による本条項終了の意思表示がないかぎり、1 年間延長されるものとし、それ以降の期間満了に際しても同様とします。

2.前項の定めに拘わらず、お客様は契約期間中に保守サービスの解約をすることができるものとします。この場合、GMO IRD は中途解約日までに発生した未払いのサービス料金の他、本来予定されていた保守サービスの契約期間のうち未経過期間分のサービス料金を、解約料金としてお客様に請求することができるものとします。*

3.前各項に基づき保守サービスを解約した後でも、お客様は新たな保守サービスを GMO IRD に委託することができるものとします。但し、GMO IRD は当該委託を受け付けないことがあるものとし、お客様は予めこれを了承します。

4.前項に基づき、新たな保守サービスが開始される場合、お客様は保守サービスの未実施期間分（従前の保守サービスの解約日から新たな保守サービスの開始日までの期間を意味するものとします）の保守サービス料金相当額を GMO IRD に支払うものとし、且つ通常の保守サービス料金のほか、特別保守サービス料金（原則として、通常の保守サービス料金の 50%とします）を負担するものとします。*

第 13 条（解除）

1.お客様又は GMO IRD は、相手方がその責に帰すべき事由により本条項の条項のいずれかを履行しない場合は、相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がないときは、書面による通告をもって本条項を解除することができるものとします。

2.お客様又は GMO IRD は、相手方に下記の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何ら催告することなく相手方に対する一方的な通告をもって直ちに本条項を解除あるいは解約することができるものとします。

①支払の停止又は差押、競売、破産・民事再生・会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき

②任意整理に着手したとき

③手形交換所の取引停止処分、公租公課の滞納処分を受けたとき

④監督官庁による営業許可の取消、営業停止等の処分があったとき

⑤廃業、転業あるいは重要な営業権もしくは営業資産の譲渡等の処分の決議を行なったとき

⑥株主構成又は支配関係に重大な変更が発生しあるいは発生するおそれがあるとき

⑦資産、信用又は事業に重大な変化が生じ本条項に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる相当の理由があるとき

⑧事由の如何に拘わらず保守サービスの対象となるソフトウェアの使用が終了したとき

⑨自ら又は第三者をして、相手方に対し、暴力行為、脅迫行為、詐術行為、業務妨害などの違法行為をしたとき

⑩自らとその役員、重要な地位の使用人、主要な株主、主要な委託先もしくはこれらに準ずる者等（以下あわせて「自己の経営関係者等」という。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はその関係者、その他反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という。）であることが判明したとき、自己の経営関係者等が暴力団等の維持運営に協力もしくは関与していることが判明したとき、又は自己の経営に暴力団等が関与していることが判明したとき

3.前項各号の事由の一が生じた場合、その事由が生じた当事者は期限の利益を喪失し、その時点における全債務を弁済するものとします。また、相手方が直ちに本条項を解除しないとしても、書面によって解除権を放棄しない限り解除権は消滅しないものとします。*

第 14 条（輸出管理）

1.お客様における保守サービスの利用形態によっては、輸出入関連法令の適用を受け、所定の手続きが必要となる場合があります。この場合、お客様は、保守サービスの利用地における輸出入関連法令を遵守するとともに、お客様自身の責任と判断において、所定の手続きを行うものとします。*

2.お客様は、保守サービスを、日本国政府及びアメリカ合衆国政府の輸出管理規則若しくは他の輸出関連法規で禁じられた方法により使用又は輸出することはできません。また、保守サービスが輸出統制品目に指定されている場合、お客様は、日本国政府又はアメリカ合衆国政府が輸出を禁止している国の国民又は法人ではなく、且つこれらの国に居住又は所在していないこと、またお客様が保守サービスを使用あるいは受領することを輸出関連法規で禁止されていないことを、GMO IRD に対して表明及び保証しなければならないものとします。*

第 15 条（効力の存続）

1.本条項は、保守サービスの契約期間が終了するまで有効とします。ただし、本条項のうち、条項の末尾に"*"マークが付されている条項は以後も有効とします。*

第 16 条（権利譲渡の禁止）

1.お客様は、GMO IRD の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本条項及び本条項に関して取得した権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならないものとします。*

第 17 条（全合意）

1.本条項は、お客様、GMO IRD 及び販売者の対象製品の保守サービスに関する完全な合意であり、本条項の効力発生以前の他の全ての表明、交渉、了解、連絡又は通知に優先します。本条項の一部が無効であり強制力を有しないものと解された場合であっても、本条項のその他の部分の有効性は何ら影響を受けず、効力を維持します。但し、本条項はお客様の法律上の権利の行使を制限するものではありません。*

第 18 条（準拠法）

1.本条項は、日本国法に準拠し解釈され、一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。*

第 19 条（疑義解釈）

1.本条項に定めのない事項、疑義を生じた事項及び本条項の変更については、お客様と GMO IRD による協議のうえ、これを解決するものとします。*

第 20 条（条項の変更）

1.GMO IRD は、お客様への通知をもって、本条項を変更することができるものとします。なお、通知は本サイトに掲載することで足りるものとします。なお、当該変更は、当該変更の時に既に成立している契約書には影響を与えないものとします。*

以上

（附則）
2021 年 3 月 1 日発効

京都府京都市下京区中堂寺粟田町 93 番地
京都リサーチパークサイエンスセンタービル 4 号館
GMO アイアールディー株式会社